

## いぶり教職員人事だより

## 平成28年度一般教職員人事異動の基本方針（抜粋）

管内の教育水準の向上を図るため、「胆振管内公立小中学校教職員人事異動実施要項」に基づき、市町教育委員会の理解と協力のもと、人事異動を進める。

- 1 同一校 長年勤務者（基準勤務年数を超過した者）の積極的な解消を図る。
- 2 地区間（西部、中部、東部）の交流を積極的に推進する。特に、勤務年数4年以上の新採用者について、必ず他地区へ異動するよう努める。

## ◇◇今年も学校職員個人調書を提出する時期となりました◇◇

みなさんに人事異動のルールを再確認していただくため、お知らせします。

## ○「胆振管内公立小中学校教職員」人事異動実施要項について

色々な地域や異なる規模等の学校で多くの経験を重ねることで、教職員の資質能力の向上、学校の組織力の向上が図られることから、胆振管内全体の教育の充実のため、一定のルールに沿った適正かつ公平な人事異動が必要です。

→そのルールが「胆振管内公立小中学校教職員人事異動実施要項」です。

## 人事異動実施要項の概要

## 【地区区分】

・管内の広く多様な地域における学校教育を経験する観点から、西部・中部・東部の3地区に区分しています。

西部	豊浦町、洞爺湖町、壮瞥町、伊達市
中部	室蘭市、登別市、白老町
東部	苫小牧市、安平町、厚真町、むかわ町

## 【学校群】

・学校を地域性及び学校規模並びにへき地級地等を考慮し、A・B・Cの3群に区分しています。（要項別表参考）

A	無級地で都市の生活形態をもつ市街地域にある学校
B	無級地で都市の生活形態をもつA群以外の学校
C	特別地、準へき地及びへき地1級地以上の地域にある学校

原則として、

- 在職期間中にすべての地区・すべての群を経験すること。
- 新採用者の異動については、地区を異にした異動とすることとしています。

## 【特例】

広域人事参加者は、1地区及びC郡を経験したものとみなされます。

## 【基準勤務年数（原則）】

新採用	4年
新採用以外	6年

## 【異動対象者】（抜粋）

- ①基準勤務年数以上の者
- ②C郡の学校に4年以上勤務する者及びへき地2級以上の学校に3年以上勤務する者で異動希望があるもの
- ③原則として、同一校に3年以上勤務し、他の教育局管内、異種学校（高等学校・中等教育学校・特別支援学校）及び他の都府県（政令指定都市を含む。）への異動を希望する者  
※広域人事参加者についても、同一校3年以上勤務した者が対象です。